

# インボイス説明会

令和5年10月から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続きが、令和3年10月から受付を開始しております。

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請手続きを行う必要があります！

当署では、下記の日程で「インボイス説明会」及び「登録申請相談会」を開催いたしますので、是非、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

## 1 説明会等の開催日時

開催日	インボイス説明会 (インボイス制度の内容を説明)		登録申請相談会 (登録申請手続きをサポート)	
7月26日(火)	①	13時15分～14時15分 (13:00開場)	②	14時30分～15時30分 (14:20開場)
8月24日(水)	③	13時15分～14時15分 (13:00開場)	④	14時30分～15時30分 (14:20開場)

2 開催場所 : 東成税務署 1階 会議室 (大阪市東成区東小橋2丁目1-7)

3 申込先 : 東成税務署 法人課税第一部門 ☎06-6972-1331 (代表) (内線311)  
※事前予約制、先着順 (各20名)

4 その他 : 当日、登録申請手続きを希望される個人事業者の方は、スマートフォン及びマイナンバーカードをお持ちください。お持ちでない方、法人の方も、書面による登録申請書の書き方を指導します。

- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますが、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきます。あらかじめご了承ください。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、中止する場合がございますことを、ご了承ください。
- ご来場は、公共交通機関をご利用ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、  
国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「消費税の軽減税率制度・  
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」をご覧ください。

